

# 子ども・子育て支援新制度において本市が条例で定める基準の変更点について

## 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)について [確認の基準]

国の基準と異なる箇所の抜粋

※ 網掛け欄は「従うべき基準」

項目	国の基準		本市の基準案	
	教育・保育施設	地域型保育事業	当初案	最終案
利用定員	<p>○保育所及び認定こども園の利用定員は、20人以上とする。</p> <p>○利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分(ただし、3号認定の子どもについては、<u>満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。</u>)ごとに定めるものとする。</p>	<p>○利用定員は以下のとおりとする。</p> <p>① 家庭的保育事業：1～5人</p> <p>② 小規模保育事業(A・B型)：6～19人</p> <p>③ 小規模保育事業(C型)：6～10人</p> <p>④ 居宅訪問型保育事業：1人</p>	3号認定子どもの年齢区分について検討中	3号認定の子どもの年齢区分について、0歳、1歳及び2歳に区分する
平等に取り扱う原則	○子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。		性別、障害の有無、年齢を追加する	左記のとおり
事故の防止及び発生時の対応	<p>○事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。</p> <p>① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること</p> <p>② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事項が報告され、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</p> <p>③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと</p> <p>○教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>○<u>賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p>		利用者安全確保のため、保険に加入する	国基準どおり ※国の基準では、損害賠償を速やかに行うことが義務付けられているため、保険の加入について条文の追加を行わなくてもよいと判断
暴力団の排除	国の基準案なし		暴力団排除の規定を設ける	左記のとおり

## 2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)について [認可の基準]

国の基準と異なる箇所の抜粋

※ 網掛け欄は「従うべき基準」

## ○ 総則・共通部分

項目	国の基準	本市の基準案	
		当初案	最終案
非常災害	○家庭的保育事業者等は、 <u>軽便消火器等の消火用具</u> 、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	軽便消火器を消火器とする	左記のとおり
平等に取り扱う原則	○家庭的保育事業者等は、 <u>利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否か</u> によって、差別的取扱いをしてはならない。	性別、障害の有無、年齢を追加する	左記のとおり
事故の防止及び発生時の対応	国の基準案なし	事業者は利用者の安全確保に努めるとともに、事故発生時の対応と保険に加入する	規定しない ※確認の基準で規定されるため
暴力団の排除	国の基準案なし	暴力団排除の規定を設ける	左記のとおり

## ○ 家庭的保育事業 [定員：5人以下]・小規模保育事業（C型） [定員：6～10人]

項目	国の基準	本市の基準案	
		当初案	最終案
職員	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）、嘱託医、調理員 *家庭的保育者は、 <u>市町村長が行う研修を修了し、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者</u> で、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者、児童福祉法第18条の5各号及び第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者。 *家庭的保育補助者は、 <u>市町村長が行う研修を修了した者</u> 。 *調理業務を全部委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	家庭的保育者は必要な研修を修了した保育士とする	国基準どおり ※保育士に限定することにより、研修を受けた看護師や幼稚園教諭などの資格を持った者が排除されてしまうため

## ○ 居宅訪問型保育事業 [定員：1人]

項目	国の基準	本市の基準案	
		当初案	最終案
職員	居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。(1:1)	家庭的保育者は必要な研修を修了した保育士とする	国基準どおり ※上記、家庭的保育事業・小規模保育事業(C型)と同じ